

3. 経済的自立の支援

(1) 年金制度等による所得保障

障害のある人に対する所得保障は、障害のある人の経済的自立を図る上で極めて重要な役割を果たしており、障害基礎年金や障害厚生年金の制度と、障害による特別の負担に着目し、その負担の軽減を図るために支給される各種手当制度がある。

我が国では、日本国内に住所を有する全ての方がいずれかの年金制度に加入することとされている。これによって、被保険者期間中の障害については障害基礎年金や障害厚生年金が支給されるほか、国民年金に加入する20歳より前に発した障害についても障害基礎年金が支給されることから、年金制度は障害のある人の所得保障において重要な役割を果たしている。年金制度は、全国民共通の基礎年金とサラリーマンや公務員に対し基礎年金の上乗せとして厚生年金が支給されるという、いわゆる2階建ての体系がとられている。

年金制度による障害のある人の所得保障については、1985年改正の際の障害福祉年金から障害基礎年金への移行による大幅な年金額の引上げや支給要件の改善など、これまで着実にその充実が図られてきた。

近年では、2004年改正の際、障害を有しながら働いたことを年金制度上評価する仕組みとして障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給を可能とする障害年金の改善等が行われているほか、2011年4月からは、障害年金受給者に対する、子や配偶者がいる場合の加算の対象範囲が拡大されている。

2012年には、社会保障・税一体改革の一環として、年金制度の枠外で、障害基礎年金受給者等に対して福祉的な給付金を支給する「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」（平成24年法律第102号）が成立し、2019年10月から実施されている。また、2013年には、障害基礎年金等の支給要件の特例措置（直近1年間において保険料の滞納がないこと）の延長が行われている。

1985年の年金制度の改革に伴い、それまで重度の障害のある人に対して支給されていた福祉手当についても見直しが行われ、特に重度の障害のある人を対象とする特別障害者手当と、障害基礎年金が支給されない重度の障害のある児童に支給される障害児福祉手当とに改編された。同時に、特別障害者手当の支給額が福祉手当と比較してほぼ倍額に引き上げられた。このほか、障害のある児童の父母等に対しては、従来より、特別児童扶養手当を支給している。

また、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平成16年法律第166号）により、1991年度より前に国民年金任意加入対象であった学生や、1986年度より前に国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者のうち任意加入していなかった間に障害を負ったことにより障害基礎年金を受給していない者について、上記に述べたような国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、特別障害給付金の支給が行われている。

これらの年金及び手当については、毎年物価の変動等に合わせて支給額の改定が行われている。

そのほか、都道府県・指定都市において、保護者が生存中掛金を納付することで、保護者が死亡した場合等に、障害のある人に生涯年金を支給する障害者扶養共済制度（任意加入）が実施されている。

■ 図表4-13 障害年金のあらし (2023年度)

配偶者加給年金 19,058円	配偶者加給年金 (1級に同じ)	
障害厚生年金 [障害厚生年金(2級) × 1.25]	障害厚生年金 <small>①総報酬制導入前の被保険者期間分+</small> <small>②総報酬制導入以後の被保険者期間分</small> ①平均標準報酬月額 $\times \frac{7,125}{1000} \times$ 被保険者期間の月数 (平成15年3月まで) ②平均標準報酬月額 $\times \frac{5,481}{1000} \times$ 被保険者期間の月数 (平成15年4月以降)	
子の加算額 (第1子、第2子 19,058円) (第3子以降 6,350円)	子の加算額 (1級に同じ)	
障害基礎年金 [障害基礎年金(2級) × 1.25] 82,812円	障害基礎年金 66,250円	障害厚生年金 (障害厚生年金(2級)に同じ) ただし、最低保障額49,691円
[1級]	[2級]	[3級]

※図では、2023年度の67歳以下の方（新規裁定者）の年金額の例を示しています。
資料：厚生労働省

(2) 個人財産の適切な管理の支援

認知症の人、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力の不十分な人々の財産管理の支援等に資する成年後見制度及び成年後見登記制度について周知を図っている。

また、都道府県・指定都市社会福祉協議会等では、認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が必ずしも十分でない人の自立を支援するため、日常生活自立支援事業において、福祉サービスの利用に伴う預金の払い戻しや預け入れの手続等、利用者の日常的な金銭管理に関する援助を行っている。

4. 施設サービスの再構築

(1) 地域生活を支える拠点としての体制整備

障害のある人の意向を尊重し、入所施設や病院等からの地域生活への移行を促進するとともに、障害のある人の重度化・高齢化への対応や親亡き後を見据えるため、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、地域生活への移行・継続の支援と地域生活における安心を確保するために地域生活支援の体制整備を進めることとしている。

(2) 施設の地域利用

施設に対しては、従来のように、入所者を対象にするだけでなく、施設が蓄えてきた知識や経験を活用し、あるいは施設の持っている様々な機能を地域で生活している障害のある人が利用できるように、支援を行うことが求められており、今後、障害者支援施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源として位置付け、その活用を図ることが重要であり、こうした取組の一層の充実を図ることとしている。

このため、「第6期障害福祉計画」において、障害のある人の地域生活を支援する機能を持った拠点等を各市町村、又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとなっている。

5. スポーツ・文化芸術活動の推進

(1) スポーツの振興

ア 障害者スポーツの普及促進

2022年度「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」によると、障害のある人（20歳以上）の週1回以上の運動・スポーツ実施率は30.9%（20歳以上全般の実施率は52.3%（令和4年度「スポーツの実施状況に関する世論調査」）にとどまっており、引き続き、地域における障害者スポーツの振興体制の強化や障害の有無を問わず身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備を通して、地域における障害者スポーツの一層の普及促進を図るとともに障害者スポーツ団体の体制の強化につなげている。さらに、2019年度からは、様々なパラスポーツを試したい方に対して、スポーツ車椅子、スポーツ義足等の障害者スポーツ用具を試用できる取組を実施するとともに、スポーツ用具の保守・調整や使い方の指導を行える人材等を備えた拠点（障害者スポーツの普及拠点）を整備することを目指し、関連の取組を推進している。

また、特別支援学校等の児童生徒が運動・スポーツ活動の成果を発表する全国大会が十分に整備されていないことから、地域や学校関係者、民間企業等と連携・協働体制を構築しながら、スポーツを通じたつながりが生まれる全国大会を開催し、特別支援学校等の児童生徒の運動・スポーツ活動の充実に努めている。

イ 障害者スポーツの競技力向上

2021年9月に開催された東京2020パラリンピック競技大会（以下本章では「東京2020大会」という。）において、日本代表選手団は金メダル13個を含む51個のメダルを獲得したほか、2022年3月に開催された北京2022パラリンピック競技大会においても、金メダル4個を含む、7個のメダルを獲得し、入賞数も前回大会から大きく増加した。

スポーツ庁では、パラリンピックの競技特性や環境等に十分配慮しつつ、オリンピック競技とパラリンピック競技の支援内容に差を設けない一体的な競技力強化支援に取り組んでいる。

具体的には、障害者スポーツの競技団体を含む各競技団体が行う強化活動に必要な経費等を支援する「競技力向上事業」を実施しているほか、「ハイパフォーマンス・サポート事業」により、パラリンピック競技大会でメダル獲得が期待される競技を対象に、スポーツ医・科学、情報による専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施している。

また、「スポーツ支援強靱化のための基盤整備事業」において、ハイパフォーマンススポーツセンターを中心として、競技特性に対応した最適なコンディショニングの研究・デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進による先端技術を活用した多様な支援手法の研究、競技用具等の研究等、継続的にパラアスリートの強化活動が行えるシステムを構築している。

加えて、2019年6月に完成したNTC屋内トレーニングセンター・イーストは、パラアスリートも利用しやすいトレーニング拠点として、様々なユニバーサルデザインを採用してバリアフリー環境を整備しており、パラアスリートが集中的・継続的に強化活動を行っている。

さらに、2022年8月に「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書（高橋プラン）」を取りまとめ、日本パラリンピック委員会（JPC）等と連携し、クラス分け情報センターの整備やオリンピック競技団体・パラリンピック競技団体間の連携促進等に取り組み、パラリンピック競技の国際競技力向上を図ることとしている。



全国ボッチャ選抜甲子園の様子

出典：一般社団法人日本ボッチャ協会

(2) 文化芸術活動の振興

我が国の障害のある人による文化芸術活動については、近年、障害福祉分野と文化芸術分野双方から機運が高まっており、広く文化芸術活動の振興につながる取組が行われている。

2018年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成30年法律第47号)が成立・施行されたことを受け、国は、同法に基づき、2019年3月に第1期、2023年3月に第2期の基本計画を作成した。この計画に基づき、以下の取組を始め障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しているところである。

厚生労働省では、2013年に開催された有識者による「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」の中間とりまとめを受け、2014年度からは芸術活動を行う障害のある人やその家族、福祉事業所等で障害のある人の芸術活動の支援を行う者を支援するモデル事業を実施し、事業で培った支援ノウハウを全国展開すべく、2017年度からは障害者芸術文化活動普及支援事業を実施し、障害のある人の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図っている。

また、障害のある人の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、2022年に「美ら島おきなわ文化祭2022」(第37回国民文化祭、第22回全国障害者芸術・文化祭)を開催した。

さらに、文化庁では、美術・舞台芸術・音楽等の様々な文化芸術分野における鑑賞・創作活動・発表等に係る幅広い取組の推進や普及展開に向けた人材の育成、助成採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等、障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組んでいる。

また、国立美術館、国立博物館は、障害者手帳を持つ人について展覧会の入場料を無料としているほか、全国各地の劇場、コンサートホール、美術館、博物館などにおいて、車椅子利用者も利用できるトイレやエレベーターの設置等障害のある人に対する環境改善も進められている。

文化庁では、「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)」に基づき、東京2020大会を契機に「文化プログラム」を推進し、「beyond2020プログラム」として、累計で19,754件の事業を認証した。大会終了に伴い、認証プログラムは終了したが、認証プログラムのレガシーを「日本博2.0」を始めとする各種事業において継承し、引き続き成熟社会にふさわしい、共生社会の実現・国際化の進展を目指している。

主な国内・国際障害者スポーツ大会

○全国障害者スポーツ大会

2001年度から、それまで別々に開催されていた身体に障害のある人と知的障害のある人の全国スポーツ大会が統合され、「全国障害者スポーツ大会」として開催されている。2008年度から、精神障害者のバレーボール競技が正式種目に加わり、全国の身体、知的、精神に障害のある方々が一堂に会して開催される大会となっている。本大会は、障害のある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、国民体育大会の直後に、当該開催都道府県で行われている。台風や新型コロナウイルス感染症の影響で中止を余儀なくされていたが、2022年度の第22回大会は、4年ぶりに栃木県において開催された。なお、2023年度については、鹿児島県で開催される予定である。

○全国ろうあ者体育大会

本大会は、聴覚に障害のある人が、スポーツを通じて技を競い、健康な心と体を養い、自立と社会参加を促進することを目的として、1967年度から開催されている。2022年度は、第56回となる夏季大会が北海道で開催され、11競技に選手・役員合わせて約1,000人が参加した。

なお、2023年度については、福井県で開催される予定である。

○デフリンピック

4年に一度行われる、聴覚に障害のある人の国際スポーツ大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。

夏季大会は1924年にフランスのパリで第1回大会が開催され、2022年には、ブラジルのカシアス・ド・スルにおいて第24回大会が開催された。また、第25回大会については、2025年11月に東京都、福島県、静岡県で開催されることが決定している。大会の招致主体である一般社団法人全日本ろうあ連盟は、大会コンセプトとして「デフアスリートを主役に、そしてデフスポーツの魅力を伝え、人々や社会とつなぐ」「デフリンピック・ムーブメント“誰一人取り残さない”世界(SDGs)の実現」「デフリンピック100周年そして歴史的な大会」「オリンピック・パラリンピックのレガシーの活用とさらなる飛躍」を掲げており、東京都の会場を中心に21競技を実施予定。なお、デフリンピックの日本開催は初めてである。

冬季大会については1949年にオーストリアのゼーフェクトで第1回大会が開催され、2019年にイタリアのヴァルテッリーナ、ヴァルキアヴェンナ地方において第19回大会が開催された。

○スペシャルオリンピックス世界大会

4年に一度行われる、知的障害のある人のスポーツの世界大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。順位は決定されるものの最後まで競技をやり遂げた選手全員が表彰される、といった特徴がある大会である。

夏季大会は1968年に米国・シカゴで第1回大会が開催され、2019年3月にアラブ首長国連邦の阿布ダビにおいて第15回大会が開催された。冬季大会は1977年を第1回(米国・コロラド州)としており、2017年にはオーストリアのシュラートミンクにおいて第11回大会が開催された。

また、スペシャルオリンピックスでは、知的障害のある人となない人が共にチームを組みスポーツを楽しむ取組も進めており、世界大会の種目にも採用されている。

なお、2023年については、ドイツのベルリンにおいて夏季大会が開催される予定である。

○パラリンピック競技大会

オリンピックの直後に当該開催地で行われる、障害者スポーツの最高峰の大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。夏季大会は、1960年にイタリアのローマで第1回大会が開催され、オリンピック同様4年に一度開催されている。2021年には、東京において第16回大会が開催された。次回は、2024年、フランスのパリにおいて開催が予定されている。

冬季大会は、1976年にスウェーデンのエンシェルツヴィークで第1回大会が開催されて以降、オリンピック冬季大会の開催年に開催されている。2022年3月には、中国の北京(ペキン)において第13回大会が開催された。次回は、2026年にイタリアのミラノ・コルティナダンペッツォで開催が予定されている。